

在奉天総領事 萩原守一

——在奉天総領事のみた満州問題——

井 上 勇 一

- 一 問題の所在
- 二 満州統治問題（1 在奉天総領事館の開館）
- 三 満州統治問題（2 在満領事館体制の確立）
 - （一）在満領事館体制の確立
 - （二）在満領事館体制と満鉄
- 四 満州懸案問題の処理
 - （一）鉄道問題
 - （二）間島問題
- 五 むすび

一 問題の所在

明治三十九年五月二日、西園寺公望首相は首相官邸において満州問題協議会を開催した。同評議会では、伊藤

博文韓国統監が満州開放の不可避なことを強く訴え、寺内正毅陸相や児玉源太郎參謀総長が主張する占領行政の継続を封じ、外務省が主張する占領行政の終了、すなわち軍政から民政への転換を決定した。

前年一二月二二日に第一次桂内閣小村寿太郎外相が清国との間に日清満州善後条約を締結し、清国は、日本が、露国の鉄道などの南満州における諸權益を、ポーツマス講和条約における合意のように引き継ぐことを承認し、日本は満州からの日露両国軍隊の早期撤退という清国の要求に同意していた。したがって、年を越えた一月七日、日露戦争とその戦後処理を行った陸軍出身の桂太郎首相が退陣し、後継の首班指名を受けた西園寺首相にとって、満州から陸軍を撤退させ、占領行政を終了させることは国際約束でもあったが、軍政の継続を求める陸軍の強い抵抗にあつて、それを決定することができずにいた。このため、同年三月一九日には英国より、また二六日には米国より、ポーツマス講和条約成立後においても、満州において軍政が継続されている現状は、門戸開放原則に対する違反との抗議を受けることになり、西園寺首相としても、満州における軍政を終了し、民政に転換することとは不可避となっていた。

満州問題評議会の決定に基づいて、西園寺内閣は、満州各地が開放されるにしたがつて増加する邦人渡航者の保護と支援のため、満州各地に領事館を開設するが、同年九月一日には占領行政の担い手であった関東総督府を関東都督府に改編し、さらに同年十一月一日には露国から引き継いだ東清鉄道大連・長春間等を運行する満鉄を設立するなど、満州における軍政を民政に転換し、満州の開放を推進する。その手始めとして、西園寺内閣は、満州問題評議会開催直後の五月二六日、六月一日をもって、満州においては最初の総領事館を奉天に開設することを決定し、林董外相は在米大使館一等書記官萩原守一を初代の在奉天総領事に任命した。¹⁾

明治元年二月二七日、山口県豊浦郡長府村に生まれた萩原は、同郷の実力者である山県有朋に認められ、山県が幕末時代に名乗っていた萩原鹿之助の萩原姓を継承した。萩原（旧姓石川）は、明治二八年七月に（東京）帝

国大学法科大学を卒業後、同年九月の第二回外交官領事官試験に合格、同期合格者の中には萩原の後に在奉天総領事となる加藤本四郎や落合謙太郎がいる。外務省入省後、萩原は、明治三〇年二月には在独公使館外交官補、明治三二年二月には在ベルギー公使館三等書記官、明治三四年三月には在韓公使館二等書記官に任じられた後、明治三六年四月には一等書記官に昇進し、林権助駐韓公使の下で、第一次および第二次日韓協約の締結に奔走し、伊藤博文特派大使の信任を得たといわれている。

明治三八年一月二七日、萩原は京城において帰朝発令を受け、翌明治三九年一月一日に帰国した後、二月一日に在米大使館一等書記官を命じられるが、三月四日、すなわち満州問題をめぐって西園寺内閣加藤高明外相が辞任した翌日、身分は在米大使館一等書記官のまま滞京を命じられ、ワシントンへの赴任を延期する。次いで四月七日には満州への出張を命じられ、四月二六日に北京に到着した萩原は、離任間際の内田康哉駐清公使に同行し、袁世凱等清国政府首脳を表敬、清国中央政府の満州における日本の占領行政にかかわる評価などを聴取した後、天津、營口、旅順、遼陽を経て、現地事情を視察しながら五月一日に奉天に到着する。五月二六日、萩原は奉天において初代の在奉天総領事に任命されるが、萩原にとって、四月七日の満州出張命令は、事実上の在奉天総領事への発令であった。その時、萩原は三八歳であった。

ところで、新たに総領事館を開設するといっても、一朝一夕に開設できるわけではなく、総領事や館員の人選のため、開館までにはある程度の期間が必要である。したがって、萩原に満州への出張が命じられる一カ月前、三月四日に滞京命令が下されたのは、発令日は未定ながら、萩原の在奉天総領事任命が内定したからと考えられる。在奉天総領事館の開設は、陸軍の抵抗する民政への転換を象徴するものであったが、それにもかかわらず、萩原が在奉天総領事への発令をみないまま、奉天には出張という名目により赴任しなければならなかったのは、在奉天総領事館の開設が正式に決定される前に、外務省が人事を内定することに対する陸軍の反発を避けるため

であり、その開設準備は全てが内密に進められなければならないのであったのである。

奉天に総領事館を開設することは、満州における占領行政が終了することが前提になっている。したがって、三月四日までに萩原の在奉天総領事任命が内定していたとすれば、加藤外相は、それまでに、満州における占領行政の終了と在奉天総領事館の開設という基本方針を固めていたはずである。三月三日の加藤外相辞任の理由が、満州の開放について西園寺首相が陸軍の意向に強く縛られていることに対する不満の意思表示であったとすれば、加藤外相辞任の背景には、満州における軍政を終了し、奉天に総領事館を開設するという加藤の基本方針に対して、西園寺首相が同意しようとしなかった様子がみてとれる。萩原の在奉天総領事への発令は、日露戦争後の満州政策をめぐる、占領行政の継続をはかろうとする陸軍と、軍政から民政への転換をはかろうとする外務省との対立の中で、外務省において密かに潜行していた。

このような日露戦争後の満州の門戸開放という課題の下に、日本は満州における軍政の民政への転換を推進するが、本稿では、萩原の在奉天総領事時代に、萩原が、すなわち在奉天総領事館が、満州問題について、何を考え、何を本省に伝えようとしたのかを明らかにすることによって、日露戦争後の日本の満州政策について、在奉天総領事の側から考察しようとするものである。

(1) 萩原が奉天在勤中の外相は第一次西園寺内閣林董外相であるが、明治三十九年三月三日に加藤高明外相が辞任した後、駐英大使の林が英国より帰国して外相に就任する五月一九日まで、西園寺首相が外相を兼任した。また外務次官は珍田捨己、政務局長は山座円次郎、通商局長は石井菊次郎であった。

また萩原が奉天在勤中の駐清公使は、明治三十九年五月一九日に内田康哉が帰朝した後、同年七月一四日に林権助前駐韓公使が着任するまで、阿部守太郎一等書記官が臨時代理公使を務めた。

(2) 西園寺首相自身も、四月一四日から五月一四日まで一カ月にわたって内密に満州を視察するが、表向きは若槻礼

次郎大蔵次官による満州視察とされ、西園寺は山座政務局長などの同行者にまぎれることになったため、外相兼任の西園寺は不在中の首相および外相の臨時代理を指名することもしなかったが、奉天現地では、総理として、趙爾巽奉天総督等清国要人と会見している（菊池寛『満鉄外史』（昭和五四年、原書房）九四ページ）。

二 満州統治問題（1）在奉天総領事館の開館

明治三十九年四月七日、萩原が満州への出張を命じられるのと同時に、在芝罘（烟台）領事館堺与三吉書記生、在厦門領事館八木元八書記生には、萩原の満州出張への随行が命じられた。五月六日、萩原は營口（牛莊港）に到着するが、同八日には在牛莊領事館太田喜平領事官補にも萩原の出張への随行が命じられ、太田は、翌九日、牛莊から奉天に入り、秋洲郁三郎外務属ならびに警備官などを同道する萩原の奉天到着の受け入れ準備にあたった。また八木は萩原が奉天に到着する前日の五月一二日に、堺は萩原が奉天に到着する一三日に、それぞれ奉天に入っている。五月二六日、萩原が在奉天総領事に発令されると同時に、太田、堺、八木および秋洲の四名にも在奉天総領事館在勤が命じられ、あわせて秋洲は書記生に昇進した。この陣容により、六月一日、趙爾巽奉天総督等の出席を得て、萩原は在奉天総領事館の開館式を開催した⁽¹⁾。

萩原が在奉天総領事であった時代に、萩原を補佐し、萩原が不在の際には総領事代理を務める次席は、開館時は入省後三年の太田であつた⁽²⁾。太田は、翌明治四〇年三月一八日、哈爾濱に開設される新総領事館の次席に転任し、後任には、三月一三日に前年九月の外交官領事官試験に合格したばかりの吉田茂領事官補が着任した⁽³⁾。またその他の総領事館員は、開館時の三名の書記生に加えて、明治三十九年七月一七日に白洲十平書記生が、また一月三〇日に草政吉通訳生が着任し、萩原が奉天から離任する時には、館員数は総領事以下総員七名となっていた。

因みに、明治三十九年十一月の時点における在清国公使館、在上海総領事館の館員数は七名、また在天津総領事館は六名、在英大使館は八名、在米大使館は五名、在露公使館は七名であったことからすれば、在奉天総領事館の館員総数が七名というのは、在外公館としての規模は決して小さくない。このことは、本省が日露戦争後における満州問題の重要性を十分に認識した上で、館員配置についても相当な考慮を加えていたことを示している。特に、堺や八木のように、奉天在勤後、大正時代になってからではあるが、館長として、哈爾賓、間島、吉林の在満領事館に在勤するような人材を配置したところにも、その配慮の跡をみる⁽⁴⁾ことができる。

ところで在外公館の開設は、当時は閣議により決定されていた。日本が満州に開設した最初の領事館は、明治九年三月二八日、遼河河口近くの左岸に開設した牛莊領事館であるが、日露戦争の勃発によって、同領事館は一時引き揚げを余儀なくされたものの、日本軍が営口を占領した後、明治三十七年八月四日に伊集院彦吉在天津総領事が営口に入り、領事業務を再開した。また日露戦争後に満州に開設された最初の領事館は、在奉天総領事館が開設される一カ月前の明治三十九年五月一日、鴨綠江河口近くの右岸、すなわち韓国新義州の鴨綠江対岸に開設された在安東領事館である。在奉天総領事館が開館した時には、在牛莊、在安東両領事館がすでに開設されていた。

また領事館を開設する際には、必ず管轄区域を定める必要があり、当時の管轄区域は外務省令により決定されていた。このため奉天に総領事館を開設するにあたっては、在奉天総領事館と既設の在牛莊、在安東両領事館との間で、それぞれの管轄区域を確定しておく必要があった。在奉天総領事館の開館に先立って、その管轄区域は「黑竜江省、吉林省および盛京省中安東、牛莊領事館の管轄に属せざる」地域とされ、在安東領事館の管轄区域については、「盛京省中安東県、岫巖州、寬甸県、通化県、懷仁県、臨江県および輯安県」、また在牛莊領事館については、「盛京省中復州、営口庁、蓋平県、海城県および錦州府」とされた。⁽⁵⁾

開館当初の在奉天総領事館の管轄区域は、在牛莊、在安東両領事館の管轄区域と関東州を除く全満州におよんでいたが、明治四〇年三月四日に在哈爾賓総領事館が、続いて同月一〇日に在吉林領事館が開館することにより、その管轄区域は大幅に縮小された。まず黒竜江省の全域と吉林省北部（伯都訥庁、五常庁、寧古塔およびその北側）および嫩江以東の盛京省は在哈爾賓総領事館の管轄区域となり、吉林省の在哈爾賓総領事館の管轄区域を除いた吉林省南部が、在吉林領事館の管轄区域となった。但し、後述するように、吉林省にあっても、長春にはすでに前年一月一五日に在奉天総領事館分館が開設されていたため、長春は引き続き在奉天総領事館の管轄区域とされた。その結果、在奉天総領事館の管轄区域は「盛京省中安東、牛莊領事館ならびに在哈爾賓総領事館の管轄に属せざる地方、吉林省長春府（農安を含む）」へと狭められた⁽⁶⁾。

こうして在奉天総領事館を開設する準備は整えられたが、占領行政の担い手である関東総督府の軍政官と新たに任命される総領事との間の権限については、何も決定されていなかったため、萩原は、五月一四日、奉天到着の翌日、西園寺首相兼任外相に対して、営口では明治三七年八月の領事業務再開以来、軍政官と領事が並立した職務分担がなされているとはいふものの、軍政官が、邦人の居住や営業に対する許諾の権限をもち、邦人取締りのための罰則を設けるなど、軍政官の権限が必要以上に拡大され、領事存在意義が失われているとの所見を伝えて⁽⁷⁾いる。また軍政署が廃止される日取りについても何も決められていなかったため、山座円次郎政務局長が満州に出張し、六月二〇日、奉天において福島安正参謀本部次長と協議し、奉天軍政署の廃止は八月一日、それに先立つ七月一日には、同軍政官の邦人に対する取り締まり権限を在奉天総領事に移管することが決められた⁽⁸⁾。これにしたがい、南満州各地の軍政署の多くは、八月一日を目処に廃止され、それに代わって在奉天総領事館分館や出張所が開設される。

- (1) 明治三十九年六月一日在奉天萩原総領事宛西園寺兼任外相宛電報第二三号 (外務省外交史料館所蔵外務省記録 (以下「外史」と略) 5・2・6・6―6)。
- (2) ここでいう在奉天総領事館の館員には、遼陽出張所および鉄嶺、新民屯、長春各分館在勤者は含まない。
なお、太田喜平は、明治三十六年九月の第一二回外交官領事官試験に合格、在奉天、在哈爾賓両総領事館勤務の後、明治四十二年九月二七日から大正四年一〇月九日まで、領事 (館長) として再び在牛莊領事館に在勤する。また太田は、萩原総領事時代には、明治三十九年八月 (具体的な日付は不明) から九月二八日まで総領事代理を務めた。
- (3) 吉田茂は、明治三十九年九月の第一五回外交官領事官試験に合格し、奉天勤務は駐英大使を最後に退官するまでの外交官生活の第一歩であった。吉田は萩原が離任した後も、後任の加藤本四郎総領事の下で次席を務め、明治四一年一〇月に奉天より帰国し、同年一一月には在英大使館外交官補、翌年一二月には在伊大使館三等書記官、大正元年九月には在安東領事となり、大正一四年一〇月には第七代在奉天総領事として再び奉天に在勤する。
なお、吉田は、萩原総領事時代には明治四〇年四月一〇日から六月一三日まで総領事代理を務めた。
- (4) 八木元八は、明治三十五年九月の第七回外務省留學生試験に合格したロシア語の専門家で、昭和二年九月に在哈爾賓総領事となる。また堺与三吉は元陸軍通訳で、明治三十一年に中国語通訳生として外務省に採用され、在奉天総領事館勤務の後、明治四一年一〇月に齊々哈爾に転出し、副領事として在齊々哈爾領事館の開館準備に携わった後、大正一〇年一二月二六日には在間島総領事、次いで翌年一〇月一二日には在吉林総領事となる。
- (5) 明治三十九年五月二九日林外相発在奉天萩原総領事宛公信送第五号 (「外史」6・1・2・32)。
- (6) 明治四〇年二月一八日林外相発在奉天萩原総領事宛電報第二四号 (「外史」6・1・2・32)。
同二月一八日の時点では、すでに長春と齊々哈爾にも領事館を開設することを前提にして、在滿領事館の管轄区域を見直している。在齊々哈爾領事館は翌年一一月に開館され、黒竜江省全域が同領事館の管轄区域に編入される。
また、萩原の奉天在勤中の在滿領事は、在牛莊領事は瀨川浅之進であったが、明治四〇年二月一二日に窪田文三に交代する。在安東領事は岡部三郎であった。また新設の在哈爾賓総領事には川上俊彦、在吉林領事には島川毅三郎がそれぞれ着任する。
- (7) 明治三十九年五月一四日在奉天萩原書記官発西園寺兼任外相宛電報第二号。

同一八日在奉天萩原書記官發西園寺兼任外相宛公信（無番号）（以上、「外史」6・1・2・44）。
（8）明治三十九年六月二〇日山座政務局長（奉天出張）發林外相宛電報第三号。
同六月三〇日、八月一日在奉天萩原総領事發林外相宛電報第四八号、第七九号（以上、「外史」5・2・6・63）。

三 満州統治問題（2）在満領事館体制の確立

（一）在満領事館体制の確立

明治三十九年五月六日、営口に到着した萩原は、西園寺首相兼任外相に対して、袁世凱はじめ清国政府中央が、日本の満州における軍政の実態について強い不満をもっていることを報告し、それが日清満州善後条約の履行においても障害となる可能性があるとの所見を伝えている。¹⁾

また萩原は、奉天に到着した翌日、五月一日には趙爾巽奉天総督を表敬し、また翌一五日には同総督の答礼を受け、この二度にわたる会談において、同総督が、鴨緑江上流における日本人による木材伐採問題などの事例をあげ、軍政を統轄している大島義昌関東総督の施政では、事態が一向に改善されないとの窮状が訴えられたことを報告するとともに、関東総督府にあっては日露戦争の勝利に過信し、このまま軍政を継続することによって見るべき成果が得られなければ、日露戦争勝利の栄光にも傷をつけかねず、また日清関係や対欧米関係にも悪影響を与えかねないとの懸念を伝え、早急に占領行政を終了させることが必要との意見具申を行っている。²⁾

在奉天総領事館の開館後、萩原は林外相に対して、軍政が終了した後、開放された都市には直ちに領事館を開設することの必要性を訴えていたが、明治三十九年七月四日にも、軍政終了後も長くその地を開放しなければ、同

地に居住する邦人の財産等をめぐって、清国当局との間に、邦人居留民にとって不利になるような争議が起こりかねないとして、特に鉄嶺や遼陽のように、すでに多くの邦人が進出し、多くの利権を獲得しているところでは、軍政の終了と同時に、総領事館分館を設置する必要があるとの意見具申を行っている。⁽³⁾ 八月一日には鉄嶺で、また三日には遼陽で軍政署が廃止され、代わって在奉天総領事館出張所が開設され、鉄嶺には天野恭太郎副領事、遼陽には速水一孔副領事が派遣された。さらに九月二〇日、鉄嶺出張所は在奉天総領事館分館となり、天野が分館主任に任じられた。また遼陽出張所と鉄嶺分館は明治四一年九月一〇日に領事館に格上げされる。⁽⁴⁾ 他方、明治三十九年一〇月一日には新民屯でも軍政署が廃止され、出張所が開設された後、十一月一日には同出張所は在奉天総領事館分館になった。⁽⁵⁾

明治三十九年一〇月一六日、露国軍撤退後の様子を視察するために長春に出張した萩原は、同市における商業活動が予想外に活発であることから、東清鉄道と満鉄との接続業務が始まれば、同市はさらに発展すると予想し、鉄道連絡協定の実施のためにも、同地に領事の駐在が必要であると述べるとともに、占領行政の終了によって自由な経済活動が行われるようになれば、関東総督府の軍政署に代えて、邦人の経済活動の保護支援のため、邦人が居留する主な都市には総領事館ないし領事館の開設が必要であり、独立した領事館の開設が難しければ在奉天総領事館の分館を開設する、また分館の開設も難しい場合には在奉天総領事館の出張所を開設し、館員を出張駐在させるなど、何らかの方途により領事を派遣することが不可欠との意見具申を行っている。同年十一月一日、新民屯とともに長春にも分館が開設されるが、長春館は、翌明治四〇年十一月一〇日、萩原が奉天を離任した直後になるが、領事館に格上げされる。⁽⁶⁾

長春からさらに哈爾濱にまで足を伸ばした萩原は、一〇月一八日、露国がすでに庫倫(ウランバートル)駐在領事を総領事として哈爾濱に派遣することを決めていることを報告し、哈爾濱には、長春以南のような日露戦争

中に日本軍が占領した地域とは異なり、邦人居留地がないために、まず居留地を画定するところから始める必要があるとの所見を伝えている。同地方は、ポーツマス講和条約成立後とはいえ、依然として露国軍が残存し、露国人が満州南部の日本軍占領地を、また日本人が満州北部を往来することは制限されていたが、同年九月二日から、満州の南部と北部とを問わず、日露両国国民が相互に自由に往来することが認められたため、日露戦争開戦前に哈爾濱に居住していた邦人をはじめ、新たに同市にて経済活動の可能性を求める邦人の進出が予想され、萩原は哈爾濱にも総領事館の開設が急務であることを指摘している。翌明治四〇年三月四日、満州においては二番目の総領事館が哈爾濱に開設される。⁷⁾

また吉林には堺書記生を出張させた萩原は、一〇月三十一日、邦人および諸外国人が同市に進出し、利権の獲得に奔走することが予想されたため、同市の開放とともに、日本から同地に駐在する領事の派遣が急務とする同書記生の出張報告を本省に送付した。吉林には、在哈爾濱総領事館の開設直後、明治四〇年三月一〇日に領事館が開設される。⁸⁾

萩原は、満州における民政の確立を推進するため、特に満州各地が開放されるに当たって、開放された都市には早急に領事館を開設することの必要性を主張していたが、明治四二年一月二日に在間島総領事館が開設されるまでの三年半の間に、日本が満州事変にいたるまでに満州各地に開設する主な領事館の全てが開設される。軍政の終了後は直ちに領事館を開設する必要があるとの萩原の主張は、本省の支持も得ていたことがうかがわれる。

萩原が推進した領事館の開設は、満州が日本の主権のおよぶ植民地ではないことを前提にしており、満州問題評議会では、軍政の継続を主張する児玉等に対して、伊藤が、満州は日本の属地ではなく清国の一部と認めた上で、属地でもない場所に日本の主権の行われる道理はないと述べたように、萩原が満州各地に領事館を開設し、

領事権限によって在留邦人の保護とその経済活動を支えようとしたことは、満州問題協議会において、伊藤が主張した民政への転換に則った考え方であった。

(1) 明治三十九年五月五日在天津萩原書記官発西園寺兼任外相宛公信(無番号)〔外史〕5・2・6・6―3〕。

同六日在營口萩原書記官発西園寺兼任外相宛電報第一号(外務省編『日本外交文書』第三九卷第一冊七八〇文書、以下、『外文』三九―一、七八〇のように略す)。

(2) 明治三十九年五月二日在奉天萩原書記官発林外相宛電報第一号(『外文』三九―一、六三四)。

鴨緑江上流の木材伐採問題は、日露戦争中に満州軍が木材を徴用していたことに端を発し、戦争終了後にも伐採は続けられ、しかも無償で徴用されていた。この問題については、萩原が、奉天への途次、天津において同地の木材業者から善処を要望された経緯もあり、萩原も関心をもっていた問題であった(『外文』三九―一、六三三)。

(3) 明治三十九年七月四日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第五四号(『外文』三九―一、二〇五)。

分館にもそれぞれの管轄区域が設定され、長春分館の管轄区域が長春府と農安県とされたように、一般的には分館所在地およびその周辺地域が管轄区域とされた。

なお、速水は、明治四一年九月一〇日に遼陽出張所が領事館に格上げされた後、引き続き在奉天総領事館で在勤する。また天野は、同年七月二日に鉄嶺を離任した後、落合謙太郎総領事の時代に、次席として再び在奉天総領事館に在勤する。

(4) 明治三十九年八月一日在奉天萩原総領事(鉄嶺出張)発林外相宛電報(無番号)。

同九月二日在鉄嶺天野副領事発林外相宛電報(無番号)(以上、『外史』6・1・5・6―56)。

同八月三日在遼陽速水副領事発林外相公信第一号(『外史』6・1・5・6―55)。

なお、分館主任の清国現地当局者との交渉に際しては、国内法上の問題はあっても、分館主任にも在外公館長としての権限を付与する必要があるといった議論もあったが、実際に勅令として発令されるまでにはいたらず、制度上、分館主任にも在外公館長と同様の権限が与えられたわけではなかったが、本省との間の電報、公信は、親公館(本稿についていえば、在奉天総領事館)を経由することなく、直接、やりとりすることも認められており、実質的には、

限定的ながら、在外公館長と同様の権限が付与されていたといえる〔外史〕6・1・2・64〕。

(5) 明治三十九年一月一六日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第一七六号〔外史〕6・1・5・6—53〕。

(6) 明治三十九年一〇月一六日在奉天萩原総領事（長春出張）発林外相宛電報無番号〔外文〕三九—一、二六五〕。

同一月一五日在奉天萩原総領事（寛城子出張）発林外相宛電報（無番号）〔外史〕6・1・5・6—54〕。

(7) 明治三十九年一〇月一九日在奉天萩原総領事（哈爾賓出張）発林外相宛電報第二号〔外文〕三九—一、二六六〕。

同一二月三一日在奉天萩原総領事発林外相宛公信機密第一五〇号〔外史〕6・1・5・6—49〕。

在哈爾賓総領事館の開設にあたって、珍田次官は萩原に在哈爾賓総領事への転任を示唆しているが、萩原はこれを固辞するとともに、在哈爾賓総領事には露語の堪能な人物を配置する必要があるとの意見具申を行っており、これにしたがって、初代在哈爾賓総領事には、露語専門の川上俊彦在浦潮駐在貿易官が起用された。

(8) 明治三十九年一〇月三一日在奉天萩原総領事発林外相宛公信機密第二二七号〔外文〕三九—一、二七〇〕。

(二) 在満領事館体制と満鉄

明治三十九年六月七日、勅令第一四二号によって満鉄の設立が裁可された後、七月二二日、西園寺首相ならびに原敬内相から、満鉄総裁への就任を強く求められた後藤新平台湾総督府民政長官は、すでに勅令によって満鉄の設立が決定されているため、満鉄が終局的には外相の監督を受けることは止むを得ないとしても、植民地経営についての経験がない関東都督の指揮を受けることには強く抵抗し、後藤は、満鉄総裁が関東都督顧問として都督府の行政全般に関与することが認められることを条件に、満鉄総裁への就任を受諾する。

他方、林外相は明治三十九年八月三〇日から九月一〇日まで休職しているが、これは、満鉄総裁の関東都督顧問への就任に反対する抗議の意思表示といわれている。満鉄には鉄道付属地における行政権が付与され、関東都督には、関東州の域を超えて、満鉄沿線の鉄道付属地における警察権が付与されることになっていたため、満鉄総

裁に都督府行政への関与を認めれば、満鉄が鉄道付属地における行政権と警察権を一手に収めることともなり、在奉天総領事館など、満鉄沿線の領事館の領事権限に対する満鉄の介入が懸念されたためといえよう。

満鉄開業後、明治四〇年四月二五日、都督府民政長官に中村是公満鉄副總裁が、また八月一七日には久保田政周満鉄理事が都督府警務部警務課長（事務取扱）に就任するほか、五月四日には鉄道経営という特殊性を理由に、満鉄の最終的監督主務大臣を外相から通信相に移したいとする大島都督からの意見具申が林外相に提出される。これらはいずれも後藤満鉄總裁が画策したことは明らかであり、林外相の懸念は杞憂ではなかったことが明らかになる。林外相が中村副總裁の都督府民政長官の兼務や満鉄の主務大臣を通信相とすることに強く反対したため、中村副總裁は形式的には満鉄を退任し、都督府民政長官に就任した後、満鉄の囑託となって改めて副總裁に就任する。また主務大臣の通信相への変更は、翌年七月一四日に第二次桂内閣が成立し、後藤總裁が満鉄總裁から通信相に就任したことにより実現する。この結果、清国との交渉関係の事案を除いて、満鉄に対する外相の監督権限は失われることになった。⁽¹⁾

後藤満鉄總裁の描いた満鉄経営の根本は、台湾総督府民政長官としての経験に基づいていたが、後藤總裁が記した「満鉄總裁就職情由書」にも明らかなように、満鉄を、英国の東インド会社を模倣した植民地経営のための組織と位置づけていた。後藤總裁は、満鉄の経営にあたっては、鉄道、鉱山、埠頭などを経営する現業部門だけでなく、調査部とともに、教育や医療などの民生や文化などを担当する地方部にも力を入れ、満鉄を、単なる鉄道経営のための一企業といった枠を越え、植民地経営機関として構築するが、萩原が満州において目指していた民政は、日本の主権のおよばない海外において、領事権限によって在留邦人を保護し、経済活動を支援しようとするものであったから、後藤總裁の描いた植民地経営と、萩原が目指した満州経営との間には大きな乖離があった。この乖離は、その後も歴代の内閣に対して、満州統治機構の一元化という問題を投げかけることになる。

(1) 南満州鉄道株式会社編『南満洲鉄道株式会社十年史』（昭和四九年、原書房）一二五―六ページ。

明治四〇年五月四日大島閣東都督發林外相宛公信号外（『外文』四〇―二、一二二四）。

中村副總裁の都督府民政長官兼務は、後藤の構想とは裏腹に、一年後の明治四一年五月一九日には終了する。民政長官としての勤務地は旅順であったのに対して、満鉄副總裁としての勤務地は大連であったから、両者を兼任することには物理的にも無理があった。また久保田の警務課長事務取扱の兼任も、明治四一年一月一〇日に解かれているが、これは、同日付けの都督府官制の改定により、都督府警務課長を務める警視総長が「勅任又は奏任」とされたため、満鉄理事が都督府警務課長を兼務することはできなくなったためである。

四 満州懸案問題の処理

(一) 鉄道問題

日清満州善後条約では、ポーツマス講和条約によって露国から日本に譲渡された東清鉄道南満支線（長春・大連間）など、日本が日露戦争中に改築ないし建設した鉄道は、日本の満州における鉄道權益として清国の承認を得た。満鉄本線は、野戦鉄道堤理部が日露戦争中に露国の建設した広軌の軌道を日本国内で使用されている狭軌に改築したものであるが、露国が三六年間の租借期限を獲得していたため、日本はそれを継承し、すでに経過した三年間を除く三三年間に限って租借が認められた。また陸軍臨時軍用鉄道監部が日露戦争中に兵站線として狭軌により敷設した安奉鉄道（安東・奉天間）については、陸軍の撤兵のための期間を一年間とし、さらに標準軌への改築工事期間として二年間を加えた上で、その後、一五年間にわたって日本の経営権が認められた。しかし、陸軍が軍用軽便鉄道として敷設した新奉鉄道（新民屯・奉天間）については、それまでに英国が建設してきた京

奉鉄道（北京・奉天間）の最終区間にもあたっていたため、日本が要求するような経営権は認められず、清国に売却されることになったが、清国に売却後、標準軌への改築資金の半分は日本からの借款をあてることなどが合意された。¹⁾

明治三十九年一月二六日、山縣伊三郎通信相により満鉄の設立が認可され、後藤新平が初代の満鉄総裁に就任した。満鉄が経営する路線は、ポーツマス講和条約によって露国より譲り受けた大連・長春間の満鉄本線および満鉄本線に接続する旅順線（南関嶺・旅順間）、営口線（大石橋・営口間）、煙台炭鉱線（煙台・煙台炭鉱間）、撫順炭鉱線（蘇家屯・撫順炭鉱間）などの支線、ならびに日露戦争中に陸軍臨時軍用鉄道監部が建設した安奉鉄道であった。また新奉鉄道については、清国に売却されるまでは満鉄に経営が委託されることになった。こうして、明治四〇年四月一日に満鉄の営業が開始された。

満鉄の開業は、満州における占領行政が終了し、満州が日清両国民以外の諸外国人の経済活動にも開放されたことを、国際社会に対して明確に示すものであった。すでに明治三十八年一〇月三十一日、野戦鉄道提理部は野戦鉄道普通輸送規定を定め、後の満鉄本線となる軍用鉄道の民間人による利用を認めており、さらにこれにならって翌明治三十九年四月一日からは、陸軍臨時軍用鉄道監部においても、安奉鉄道の民間人による利用を認めていた。もとよりこの利用は日本人のみではなく、諸外国人にも認められたものであったが、野戦鉄道提理部による運行は清国人および諸外国人の間では非常な不評を巻き起こしていた。

満州の軍用鉄道において使用されていた客車は、日露戦争中に日本国内から満州に徴用したものであり、兵員や物資の兵站輸送のために使われていたものであったから、そもそも一般乗客の利用に供することができるようなものではなく、客車への不満は止むを得なかったものの、萩原も、駅員や車掌など鉄道提理部職員の手清国人への対応が横柄といった強い不満をもっていた。鉄道提理部職員の大半が、満鉄開業後は満鉄にて勤務することにな

つていたため、こうした不評が満鉄の事業拡大にも悪影響を与えることを懸念した萩原は、武内徹鉄道提理に注意を促すとともに、満鉄の開業が満洲の開放を内外に強く示すことになるだけに、満鉄の開業後には、このような苦情を受けることがないよう努める必要があることを指摘している。⁽²⁾

ところで安奉鉄道は、露国が鉄道権益として獲得していたものを譲渡された満鉄本線とは異なり、日露戦争中に陸軍臨時軍用鉄道監部が狭軌により速成したものにすぎず、日清満洲善後条約により撤兵と改築のための三年間の猶予期間を得て、明治四一年一二月までに標準軌への改築工事を終えなければならなかったが、満鉄本線の標準軌への改築と大連・蘇家屯間の複線化工事のため、安奉鉄道の軌道改築工事の着工は遅れていた。

満鉄部内には安奉鉄道の改築に際しては、満鉄本線との接続を蘇家屯ではなく、遼陽ないし大石橋に変更したいといった考えもあり、明治四〇年八月一三日、萩原は、唐紹儀奉天巡撫からの照会を受け、林外相に対して安奉鉄道改築工事開始の時期について尋ねるとともに、唐は日清満洲善後条約の締結交渉の清国側代表の一人であったことを指摘し、安奉鉄道の経路変更について唐の同意を得ることは非常に厳しいとの見通しもあわせて述べている。しかし林外相は、九月二〇日、安奉鉄道は日露戦争中に急造されたものであるから、これを商工業にも利用できるように改築するとなれば、経路の変更も当然あり得ることと反論し、交渉の暫時中止を命じた。⁽³⁾このため、安奉鉄道改築問題については、萩原の奉天在勤中に解決することはできず、実際に改築工事が始められるのは、第二次桂内閣小村外相が満鉄に改築工事の強行を命じる明治四二年八月七日までまたなければならなかった。

また新奉鉄道については、満鉄開業直後の四月一五日、譲渡価格一六六万円で清国に売却されることになり、五月二七日、大連の満鉄本社において引き渡し手続きが行われ、六月一日、新奉鉄道は満鉄から清国鉄路公司に売却された。清国鉄路公司は直ちに狭軌から標準軌に改築する仮工事を実施し、同仮工事が終了した六月二九日、

満鉄本線奉天停車場の西方に京奉鉄道の終点として瀋陽停車場（後の皇占屯停車場）を設置して運行を開始した。

清国は、露国が東清鉄道南滿支線を租借していた時代から、京奉鉄道が同支線を横断して奉天市街まで延長することを希望していたが、東清鉄道付近には露国以外の列強による鉄道建設は認めないとする東清鉄道敷設契約により、露国は英国人技師が建設する京奉鉄道の延長には同意しなかったが、同鉄道の経営権が露国から日本に移った機会に、清国は、改めて、京奉鉄道の満鉄本線横断と奉天市街への延長の希望について表明した。

七月九日、萩原は林外相に対して、清国鉄路公司の雇用する邦人技師が、徐世昌東三省総督から奉天市街に向けた同延長線の路線調査を依頼されたことを報告した。林外相も、同延長線の満鉄に対する影響は大きく、日清満州善後条約付属取極め第三条は、満鉄平行線とともに、満鉄の利益を損ねる鉄道建設についても禁じているとして、延長線の建設は認められないことを回答した。さらに七月一七日にも林外相は萩原に対して、京奉鉄道を瀋陽停車場から満鉄本線奉天停車場に延長し、奉天停車場において満鉄本線と京奉鉄道を接続するよう清国との交渉を命じた。しかし、七月二二日、萩原と会談した奉天総督は、日本が瀋陽停車場から奉天市街にいたる京奉鉄道延長線の建設を将来の課題として認めるのであれば、奉天停車場において満鉄本線と京奉鉄道を接続するため、瀋陽停車場と奉天停車場との間の接続線建設のための実地調査に同意すると述べ、あくまで日本が延長線の建設に同意するよう要求した。⁽⁴⁾

こうして、京奉鉄道と満鉄本線との連絡問題についても、萩原の奉天在動中に解決することはできなかった。京奉鉄道延長問題は、明治四二年九月四日に調印された満州五案件協約において、日本は、京奉鉄道の満鉄本線を横断して奉天市街にまで延長することを認めたものの、清国は、奉天停車場経由ではなく、直接、瀋陽停車場から奉天市街にいたる延長線の建設を認めるよう要求し、最終的には、明治四四年九月二日に調印される京奉鉄道延長協約によって、瀋陽停車場から奉天市街には、満鉄奉天停車場経由による連絡線と、直接、奉天市街に向

かう延長線の両方が建設されることになる。

また萩原は、明治四〇年一月、英国および清国が京奉鉄道を新民屯から北に向けて法庫門まで延長する法庫門鉄道の建設を計画していることを察知するが、同鉄道が建設されれば、同鉄道は満鉄の競争線となり、遼西地方の農産物は、満鉄本線により大連まで輸送され、大連から輸出されるのではなく、満鉄本線を経由することなく、法庫門鉄道および京奉鉄道により営口ないし秦皇島に運ばれ、輸出されることになるとして、同鉄道の建設には強く反対する必要があるとの意見具申を行っている⁽⁵⁾。但し、萩原の後任の加藤本四郎総領事は、萩原と同様の認識をもちながらも、日本が同鉄道の建設に強く反対することにより、英国などにおいて反日世論が高揚することを懸念し、翌明治四一年一月、同鉄道の建設を承認する一方、その代償として、満鉄本線から鄭家屯にいたる後の四鄭鉄道の敷設権を獲得するよう建言するが、これも、遼西地域の農産物が満鉄本線の営業収入にとって不可欠と予想する萩原の認識に基づいていた。

(1) 満州における鉄道利権をめぐる日清交渉については、拙著『東アジア鉄道国際関係史』（平成元年、慶應通信）を参照されたい。

(2) 明治四〇年一月一九日在奉天萩原総領事発林外相宛公信機密第二四号（『外文』四〇―一、一一一二）。

英国人旅行者による不満の一例は、「(略) 総ての客車は等級の区別無く皆一様なるを以て外国の紳士貴婦人も支那苦力及賤民と伍を俱にして旅行せざる可からず其客車は殆んど家畜列車の如く点燈、暖房其他何等の設備を有せず(略)」と英国紙に報じられている（『外文』四〇―一、一一一四）。

(3) 明治四〇年八月一五日在奉天萩原総領事発林外相宛公信機密第一六三号。

同九月二〇日林外相発在奉天萩原総領事宛電報第一八〇号（以上、『外文』四〇―一、一一四三および一一〇七）。

(4) 明治四〇年七月九日、二二日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第三二八号、同第二四一号。

同 一 日、一 七 日 林 外 相 發 在 奉 天 萩 原 總 領 事 發 電 報 第 一 三 九 号、同 第 一 四 五 号 (以 上、『外 文』四 〇 一 二、一 一 八 二、一 一 八 四、一 一 八 七 お よ び 一 一 八 九)。

(5) 明 治 四 〇 年 一 月 一 七 日 在 奉 天 萩 原 總 領 事 發 林 外 相 宛 公 信 機 密 第 一 九 号 (『外 文』四 〇 一 二、一 一 九 六)。

(二) 間島問題

滿 州 北 東 部 の 露 国 と 韓 国 と 国 境 を 接 す る 間 島 地 方 で は、一 九 世 紀 以 来、朝 鮮 人 農 民 に よ る 開 墾 が 進 め ら れ て い た が、清 国 は 朝 鮮 人 農 民 の 間 島 地 方 へ の 流 入 を 越 境 と し、他 方、韓 国 は 間 島 地 方 を 韓 国 領 と 主 張 し て い た た め、一 八 八 〇 年 代 か ら 間 島 地 方 の 帰 属 を め ぐ っ て 清 韓 兩 国 間 の 交 渉 が 続 け ら れ て い た。日 本 が こ の 問 題 に 関 心 を も っ た の は、明 治 三 四 年 に 露 国 が 国 境 問 題 を 解 決 す る た め に 清 韓 兩 国 間 の 調 停 に 入 ろ う と し た か ら で あ る が、そ の 当時、在 韓 公 使 館 に お い て、こ の よ う な 露 国 の 動 き を 注 視 し て い た 萩 原 は、明 治 三 七 年 六 月 一 五 日、日 露 戦 争 開 戦 後、臨 時 代 理 公 使 と し て、日 露 戦 争 終 結 後 に は、日 本 が 清 韓 国 境 問 題 に つ い て 調 停 を 斡 旋 す る よ う 意 見 具 申 を 行 っ て い る。⁽¹⁾ 萩 原 に と っ て、間 島 問 題 は 決 し て 未 知 の 問 題 で は な っ た。

ポーツマス講和条約が成立した後、明治三八年一月一七日、日本は韓国との間に第二次日韓協約を締結し、韓国併合の第一歩として韓国の外交権を掌握する。二月二〇日には韓国統監府を設置し、伊藤博文元首相が初代の韓国統監に就任するが、清韓国境問題が未解決のままであったため、韓国政府は伊藤統監に対して、間島地方居留朝鮮人の保護を要請した。このため、翌明治四〇年二月八日、西園寺内閣は、それまでの韓国政府の施策に倣い、同地方に統監府職員を派遣することを決定し、八月十九日、朝鮮人保護のため、統監府職員として齋藤季治朗陸軍中佐を韓国北東部の会寧より間島地方に派遣し、翌二〇日、龍井村に統監府間島派出所を開設した。⁽²⁾ これに対して清国は、二四日、間島地方が清国の領土であることを主張するとともに、直ちに統監府派出所の撤

去を要求し、日清間の問題として間島問題が発生する。

間島問題の解決のためには、清国が主張するように清韓両国の国境を図們江とするか、朝鮮人農民が入植して開墾してきた間島地方を韓国領と認めるかといった領土問題を解決する必要があったが、あくまで間島地方は清国版図の一部と主張する清国は、武力をもって統監府派出所を撤去することも辞さずという強い態度を示したため、事態は緊迫の度を加えていった。明治四〇年九月一日、徐東三省総督は萩原に対して、齋藤中佐の間島派遣が事後通告であったことを非難し、現地の治安維持のために軍隊の派遣準備を進めていることを伝えるとともに、統監府派出所開設の問題とは別に、清韓両国の国境を早急に画定することが必要であることを強調した。⁽³⁾

齋藤中佐に率いられて間島地方に派遣された兵員は約五〇名であったが、九月二三日、徐総督は萩原に対して、齋藤中佐の配下の兵隊は二、三〇〇名にもおよんでいると述べ、吉林より約二五〇名の兵士を急派する準備を進めていることを明らかにしたが、この派兵は匪賊の鎮圧とそれから清国人および外国人を保護することが目的であり、齋藤中佐の行動に対抗することが目的ではないとも述べた。三〇日、萩原は唐紹儀巡撫に対して、国境問題については、日本にも清国の主張に対して反論する明確な根拠があり、今後、十分な討議を尽くして解決したいと指摘するとともに、清国の派兵が、逆に、不測の事態を引き起こす懸念があることも伝え、事態を鎮静化させるよう求めている。⁽⁴⁾

間島問題は、日露戦争中に萩原が指摘したように、日本が「調停者」となって解決をはかるべき清韓両国間の国境問題であったが、日露戦争の終了後、日韓併合が進められた結果、日本が「当事者」となって解決をはからなければならない日清間の国境問題となり、それだけ日本にとって解決の難しい問題であった。明治四〇年九月二九日、萩原は間島地方をめぐる清国人と朝鮮人との対立について、清国人の中には、朝鮮人が日本の威を借りて清国人を侮辱することは容赦しがたいとする声があるなど、清国人の中に朝鮮人に対する感情的な反発がある

ことを林外相に報告し、間島問題をめぐる清国と韓国との対立の背景には、国境問題もさることながら、両国民間の感情的なわだかまりに起因するところが少なくないとの所見を伝えている。⁽⁵⁾

間島地方に定住した朝鮮人の法的地位をめぐる問題は、日韓併合によって、海外における邦人の保護という日本の主権にかかわる領事問題に発展するが、清韓両国間の国境を確定するだけでは、間島問題の背景にある清韓両国民間の感情的な対立までは解消しないことを認識する萩原は、日韓併合によって朝鮮人が日本の主権の下に入るにより、間島問題によって顕在化する満州における清国人の朝鮮人に対する感情的な反発が、清国人の反日感情に連鎖することを警戒していたのではないかと思われる。

明治四二年九月四日、日本は清国が主張する図們江を国境とする間島協約に調印する。間島問題をめぐる日清間の対立は、萩原の離任後も続いていたが、明治四二年八月に日本の譲歩により決着をはかることにするのは、間島問題を主管する倉知政務局長も、現地を知る萩原が、その時、本省にあつて通商局長を務めていたため、間島問題の取り扱いを誤れば、清国人の反日感情にも連鎖しかねないとの萩原の懸念に耳を傾けた結果ではないかと思われる。⁽⁶⁾

(1) 明治三十七年六月一日在韩国萩原臨時代理公使發小村外相宛公信機密第六三三号〔外史〕1・4・1・33。

明治三十九年二月一日、大阪朝日新聞社に勤務していた内藤虎次郎(湖南)は、清国の主張には根拠がないとする調書を外務省に提出しており、同年七月、山座政務局長は、内藤に間島地方の地誌について調査を依頼する。内藤は明治四〇年夏に満州に赴いて調査を行っている〔外史〕1・4・1・33—1)。

(2) 明治四〇年八月五日林外相發在奉天萩原總領事宛電報第一四九号。

同年八月一九日韩国駐劄長谷川軍司令官發伊藤韓國總統監宛公信韓參通第二五六号(以上、『外文』四〇—二、八六四および八七一)。

清国は、日清交渉の中で、間島という地名は朝鮮人による呼称であつて、清国の呼称ではないことを主張している。また島川在吉林領事は、間島地方に在住する朝鮮人の保護のため、同地に領事館を開設することを求める意見具申を行ったが、林外相は、領事館を開設することは、同地方が清国の領土であることを認めることになるとして、領事館の開設には難色を示している（『外文』四〇一一、八六四付記参照）。

（3） 明治四〇年九月一日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第二九二号（『外文』四〇一一、八八六）。

（4） 明治四〇年九月二三日、三〇日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第三〇七号、同第三一七号。

同二八日林外相発在奉天萩原総領事宛電報第一八五号（以上、『外文』四〇一一、八九三、八九五および八九八）。萩原が述べた有力な根拠というのは、内藤虎次郎の調査を指すものと思われる。

（5） 明治四〇年九月二九日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第三一六号（『外文』四〇一一、八九六）。

（6） 明治四二年八月一八日、同九月二日林外相発在奉天萩原総領事宛電報第九二号。第一〇五号（以上、『外文』四二一一、四五七、四六三）。

五 むすび

明治四〇年九月一七日に帰朝発令を受けた萩原は、一〇月二三日、奉天現地において、在天津総領事館から転任してきた外交官領事官試験同期合格の加藤本四郎総領事に事務を引き継ぎ、離任する。萩原の在奉天総領事任期間は、総領事館開館以来一年五カ月であつた。

萩原が在奉天総領事に内定した後、明治三九年三月三日に加藤外相が辞任し、その直後に、英米両国から満州の門戸開放にかかわる抗議を受けたことは、奉天への赴任準備中の萩原にとつて強い衝撃であつたことは間違いない。京奉鉄道延長問題や安奉鉄道改築問題では、萩原が自ら解決の主導権を握ることはなかったものの、萩原は、満鉄の円満な開業を希求していたにすぎず、日本の満州経営は英米両国から批判されたような排他的権益の

独占を目指していたわけではなかった。

萩原は、在奉天総領事館の開館から一カ月後の七月一日、軍政官から在留邦人に対する取締り権限を移管された機会に、在留邦人に対して、清国人に対しては信義を重んじて友好関係を維持し、相互の利益増進に努めるとともに、日本国民としての体面を毀損するような行為は厳に慎むようにとの注意を喚起する告示を掲示したが、その告示には、日清両国民の友好関係が確立維持できなければ、日本人の満州における自由な商工業の活動はあり得ないとの萩原の認識が示されている。⁽¹⁾ 萩原の描いていた満州における民政への転換は、すなわち在満領事館体制の確立を追及することであり、領事権限の下で、邦人が満州において清国民と協和し、満鉄を中心にした経済活動を展開するところにあつた。それだけに、萩原は、間島における朝鮮人の法的地位の問題が清国人との融和を阻害する要因になりかねないことを、懸念していたように思われる。

他方、「二〇億の国帑と一〇万の血」といわれた日露戦争の代償である満鉄の利益を守ることは、在奉天総領事館の重要な任務であつたが、満鉄を植民地経営の主幹としたいとする後藤満鉄総裁が、満鉄の経営を、鉄道のみならず、関東州から鉄道付属地における企業活動にまで拡大し、また関東都督には、関東州に加えて、鉄道付属地の警備も権限として与えたことにより、日本の主権の下にある関東州と日本の主権の下にはない鉄道付属地とが混然となり、日清満州善後条約において合意された鉄道付属地と関東州との法的地位の違いが曖昧にされたことは否めない。

明治四〇年五月、一時帰国中の萩原は、林外相に対して、満鉄に対する監督権は関東都督にあり、関東都督に対しては外相に監督権があり、これまでは日露戦争後の様々な経緯によつて外相の都督に対する監督権は十分に行使されてこなかったが、日露両国軍隊が満州から撤退し、清国が東三省総督を任命するといった新しい状況の下では、外相の都督に対する監督権の確立が第一に求められなければならないとの意見具申を行つたが、⁽²⁾ 萩原は、

関東州の施政権は関東都督の権限の下にあるとしても、鉄道付属地は在奉天総領事の領事権限の下にあるといった違いがあり、鉄道付属地と関東州との法的地位の違いが、都督府や満鉄において無視されることにある種の危機感を感じていたのではないかと思われる。

明治四一年六月六日、第二次桂内閣が誕生する直前、林外相は外務省幹部の大幅な人事異動を行い、外務次官には駐独大使に転出する珍田捨己に代わって石井菊次郎通商局長を、また政務局長には在英大使館に転出する山座円次郎に代わって倉知鉄吉を、さらに石井の後任の通商局長には奉天より帰国した萩原を起用するが、明治四四年五月二六日、萩原は通商局長に在職のまま胃がんのため死去する。享年四三歳であつた。⁽⁴⁾

(1) 明治三九年七月一日在奉天萩原総領事発林外相宛電報第五〇号（『外文』三九一一、二二〇〇）。

(2) 明治三九年五月（日付不明）在奉天萩原総領事（滯京）覚書「関東都督府に対する外務省の監督権」（『外史』6・1・1・4—1）。

(3) 明治四一年四月二二日、奉天より帰国して半年後、萩原は奉天在勤を解かれ、臨時に外務本省の事務に従事することを命じられる。おそらく、その日までに、六月六日に発令の通商局長への任命が内定したものと推察される。

なお、萩原は、通商局長に就任した後、明治四一年一〇月七日から翌明治四二年六月二日まで、通商局長のまま人事課長をも兼任している。

(4) 萩原の人物評については、久保田政周編『萩原守一氏追懷録』（大正二年）、栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』（昭和四一年、原書房）を参照願いたい。